



第3章

大会運営計画

基本的な考え方

- (1) 招待者（出演者含む）の受付・案内の対応や各行事の進行管理など、大会運営に係る業務を円滑に実施するため、「第42回全国豊かな海づくり大会北海道実施本部」を設置します。
- (2) 実施本部員は、北海道職員を中心に構成します。
- (3) 大会を円滑に推進するため、事前に関係機関、関係団体との綿密な情報交換・調整を行います。

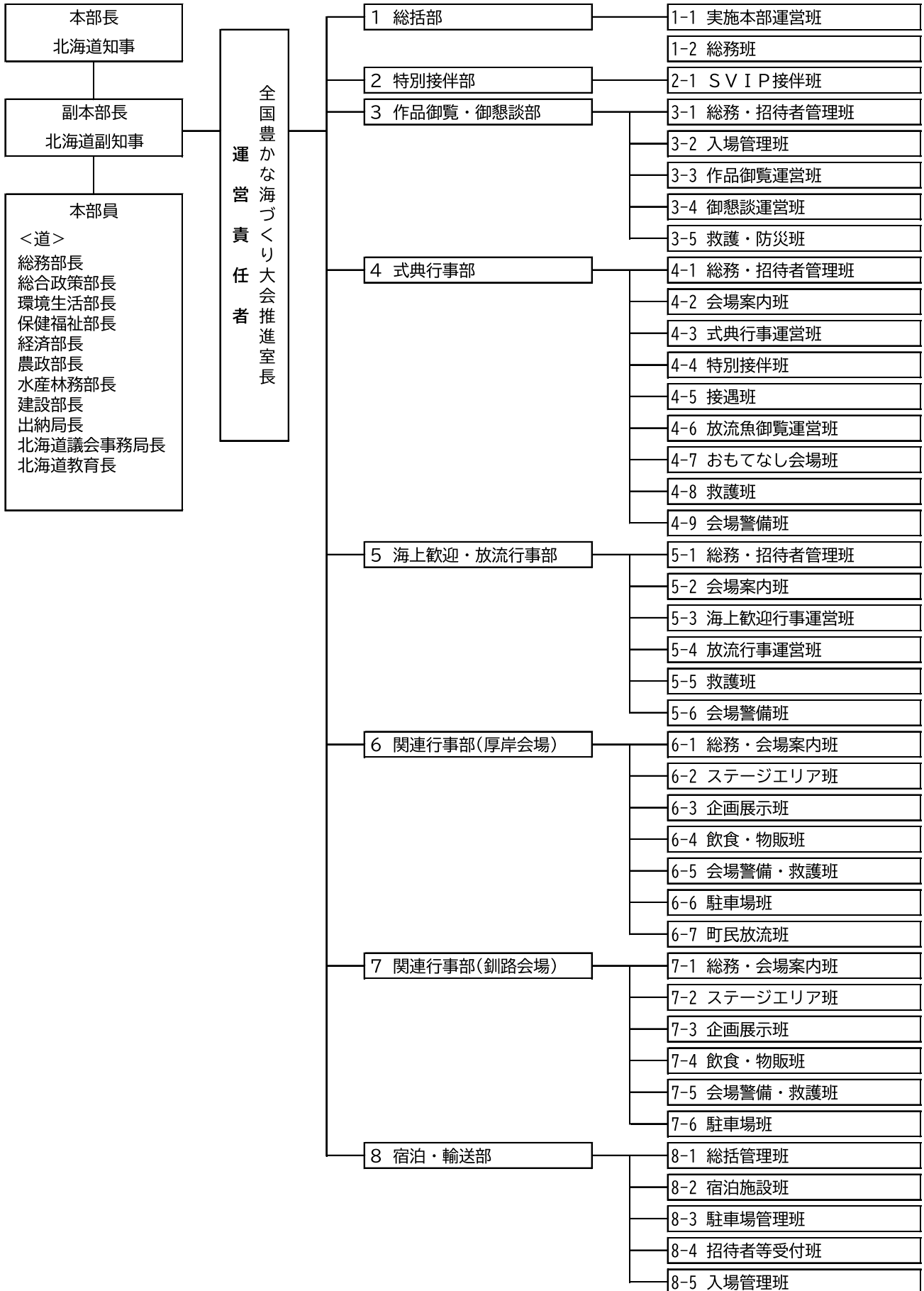
組織及び業務概要

- (1) 実施本部に本部長、副本部長及び本部員を置き、各部には部長及び班長等を置きます。
- (2) 組織や具体の業務内容（案）については別表のとおりとします。

その他

上記のほか、実施本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定めます。

【組織図】



【業務内容】

組 織 名		業 務 内 容	
部 名	班 名		
1	総括部	1-1	実施本部運営班 実施本部の総括、大会運営の進行管理 関係機関との連絡調整、報道機関対応、判定会議の運営 他部の事務に属さないこと
		1-2	総務班 道民対応等の窓口、荒天時対応の補助
2	特別接伴部	2-1	S V I P接伴班 S V I Pとの連絡調整・受付・接伴
3	作品御覧・ 御懇談部	3-1	総務・招待者管理班 作品御覧・御懇談の総括管理
		3-2	入場管理班 作品御覧・御懇談招待者の受付・手荷物検査
		3-3	作品御覧運営班 絵画・習字作品御覧の運営進行管理
		3-4	御懇談運営班 御懇談の運営進行管理
		3-5	救護・防災班 救護及び防災対策、医療機関・消防等との連絡調整
4	式典行事部	4-1	総務・招待者管理班 式典行事の総括管理、招待者の名簿管理
		4-2	会場案内班 会場内の総合案内、招待者の会場内誘導
		4-3	式典行事運営班 式典行事の運営進行管理
		4-4	特別接伴班 式典行事における接遇等
		4-5	接遇班 招待者の接遇等
		4-6	放流魚御覧運営班 放流魚御覧の運営進行管理
		4-7	おもてなし会場班 おもてなし会場の運営進行管理
		4-8	救護班 救護及び医療機関・消防等との連絡調整
		4-9	会場警備班 会場及び周辺の警備、防災対策
5	海上歓迎・ 放流行事部	5-1	総務・招待者管理班 海上歓迎・放流行事の総括管理
		5-2	会場案内班 会場内の総合案内、招待者の会場内誘導
		5-3	海上歓迎行事運営班 海上歓迎行事の運営進行管理
		5-4	放流行事運営班 放流行事の運営進行管理
		5-5	救護班 救護及び医療機関・消防等との連絡調整
		5-6	会場警備班 会場及び周辺の警備、防災対策
6	関連行事部 (厚岸会場)	6-1	総務・会場案内班 厚岸会場の総括管理、総合案内
		6-2	ステージエリア班 ステージエリアの運営
		6-3	企画展示班 企画展示ブースの運営
		6-4	飲食・物販班 飲食・物販ブースの運営
		6-5	会場警備・救護班 会場内の警備、救護対策、医療機関等との連絡調整
		6-6	駐車場班 関係者・一般来場者駐車場の管理運営
		6-7	町民放流班 町民放流行事の管理運営
7	関連行事部 (釧路会場)	7-1	総務・会場案内班 釧路会場の運営進行管理
		7-2	ステージエリア班 ステージエリアの運営
		7-3	企画展示班 企画展示ブースの運営
		7-4	飲食・物販班 飲食・物販ブースの運営
		7-5	会場警備・救護班 会場内の警備、救護対策、医療機関等との連絡調整
		7-6	駐車場班 関係者・一般来場者駐車場の管理運営
8	宿泊・輸送部	8-1	総括管理班 行事全体の総括管理、総合案内
		8-2	宿泊施設班 招待者宿泊施設での受付、輸送バス添乗
		8-3	駐車場管理班 駐車場の管理運営
		8-4	招待者等受付班 会場内での受付、手荷物預かり
		8-5	入場管理班 招待者・大会関係者の手荷物検査

基本的な考え方

- (1) 大会の開催趣旨を踏まえ、道内外から水産関係者をはじめ様々な分野から幅広く招待します。
- (2) 招待者は、式典行事及び海上歓迎・放流行事に参加します。

招待者内訳

招待者は、次のとおりとします。

内訳	招待者
道外招待者	国関係者（農林水産省、環境省、水産庁等） 豊かな海づくり大会推進委員会関係者 水産関係中央団体関係者 功績団体表彰受賞者 次期開催県（大分県）関係者 各都道府県関係者 等
道内招待者	道選出国會議員 北海道議會議員、開催町議會議員 水産団体関係者 功績団体表彰・作品コンクール表彰受賞者 市町村関係者 開催町関係者 北海道関係者、北海道実行委員会委員 等

招待者数

招待者数は1,000名程度とします。

区分	招待者数 内訳		合計
	道外招待者	道内招待者	
式典行事	300名程度	700名程度	1,000名程度
海上歓迎・放流行事			

招待者へのおもてなし

(1) 歓迎のおもてなし

空港やJR駅などでの歓迎表示や、北海道らしい心のこもったホスピタリティで招待者をお迎えします。



歓迎表示（兵庫県例）

(2) 会場でのおもてなし

幅広い本道の食の魅力を伝えるため、開催地厚岸町の特産物をはじめとした、本道の農林水産物をふんだんに盛り込んだ大会記念弁当を提供します。

式典行事会場及び海上歓迎・放流行事会場では飲み物のサービスを行います。

関連行事会場では、本道の農林水産物と、その加工品などの試食、販売を行います。



大会記念弁当（兵庫県例）

(3) エクスカーション（視察旅行）の企画

北海道の自然・歴史・水産物をはじめとした「食」など、「北海道ブランド」の魅力を実感していただくため、招待者向けのエクスカーションを企画します。

(4) 大会記念品の提供

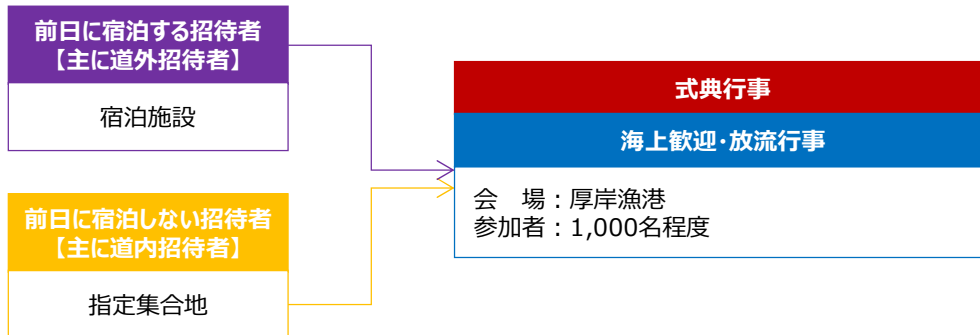
招待者には北海道ならではの心に残る大会記念品を提供します。



記念品（兵庫県例）

招待者の行事参加計画

招待者は、式典行事に参加後、引き続き海上歓迎・放流行事に参加します。



招待者の受付場所と内容

受付の種類 区分	前日受付	1次受付	2次受付
前日に宿泊する招待者 (主に道外招待者)	指定宿泊施設 〔本人確認・資料等の配布 翌日の連絡事項〕	指定宿泊施設 〔本人確認・リストバンド装着 バス乗車誘導〕	行事会場※ 〔本人確認、IDカードの交付 手荷物検査〕
前日に宿泊しない招待者 (主に道内招待者)	—	指定集合地 〔本人確認・リストバンド装着 バス乗車誘導〕	行事会場※ 〔本人確認、IDカードの交付 手荷物検査〕

※関連行事を除く

招待者等の識別

招待者を円滑に案内・誘導するために、胸花、名前札（ID）、リストバンドにより区分します。

区分	式典行事／海上歓迎・放流行事		
	来賓	発表者 受賞者	招待者
胸花	○	○	—
名前札（ID）	—	○	○
リストバンド	—	○	○

招待者情報の管理

大会を円滑に運営するために得た招待者の個人情報については、個人情報保護に関する関係法令を遵守し、個人情報への不正アクセス、紛失、漏えい等の防止措置を講じるなど、適正な管理を行います。

基本的な考え方

道外招待者をはじめ宿泊の手配が必要な方々のため、次の点に留意し、宿泊施設を確保します。

- (1) 宿泊基準に基づき、釧路市内の宿泊施設を中心に配宿します。
- (2) 宿泊料金については、宿泊施設の内容を勘案し、段階別の料金区分を設定し、宿泊者が選択できるようにします。

宿泊予定人数

	道外招待者	道内招待者
大会前日 9月16日(土)	350名程度	450名程度
大会当日 9月17日(日)	200名程度	60名程度

宿泊施設での受付

配宿を行った各宿泊施設に実施本部員を配置して、宿泊する招待者の前日受付業務及び行事当日における1次受付業務及び出発確認を行います。

また、各宿泊施設から式典行事会場へは、実施本部員がバスに添乗するなど、招待者の円滑な案内に努めます。

宿泊者管理

大会参加申込をもとに、宿泊施設別に宿泊者名簿を作成します。

また、宿泊者の中から傷病者が発生した場合など緊急時には、宿泊施設を通じて関係機関への連絡、手配を行います。

大会資料等の配布

大会資料等、宿泊する招待者への配布物（大会資料、観光パンフレット、記念品等）については、各宿泊施設へ事前に配送し、各宿泊施設で配布します。

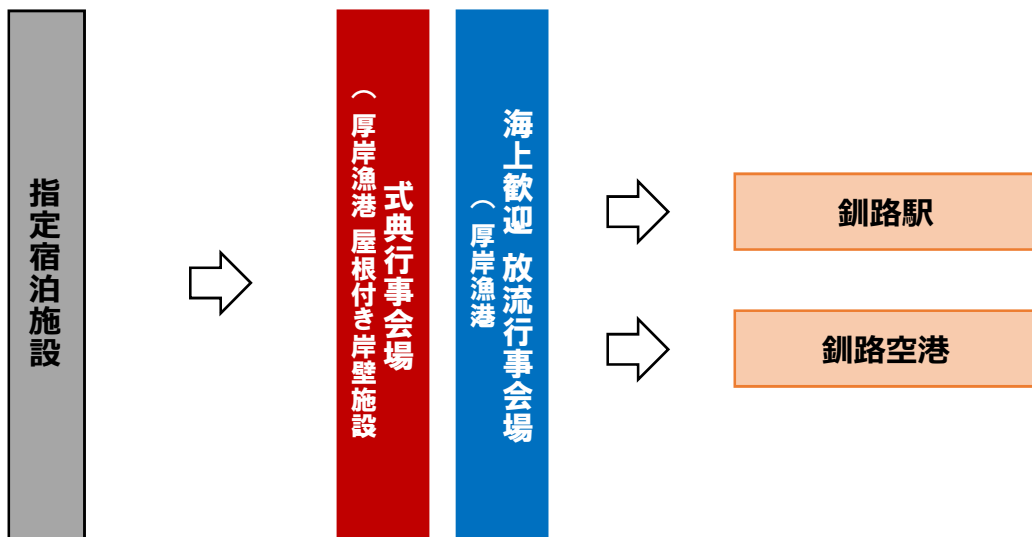
基本的な考え方

輸送計画に基づき、招待者をはじめ、大会参加者の安全かつ円滑な輸送を実施します。

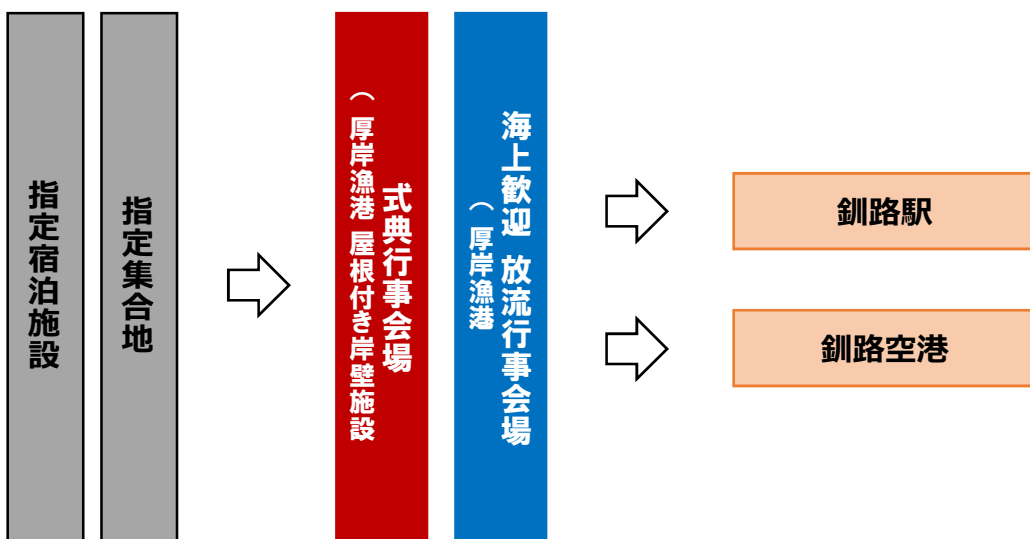
- (1) 指定宿泊施設・指定集合地まで及び指定場所での解散後の輸送は、招待者等が手配するものとします。
- (2) 大会当日の主な道内輸送は、招待者と出演者等を対象に指定宿泊施設及び指定集合地と行事会場間で計画輸送バスを運行します。

【輸送体系図】

◇主に道外の招待者の輸送体系



◇主に道内の招待者の輸送体系



基本的な考え方

輸送基本方針及び輸送計画に基づき、大会会場の規模や会場周辺の交通渋滞緩和を考慮し、必要な駐車場を確保します。

- (1) 道内招待者については、会場近隣に駐車場（指定集合地）を確保するとともに招待者バスを運行（パーク アンド バスライド）することにより、会場への円滑な誘導を図ります。
- (2) 出演者や出展者、報道関係者などの大会関係者については、搬入・搬出車両等のための必要な駐車場を確保します。

駐車場所一覧

駐車場所	対象者
厚岸町 宮園公園	自家用車等で来場する招待者
厚岸漁港 湖南地区臨時駐車場	大会関係者

基本的な考え方

- (1) 来場者の安全確保と会場周辺の交通渋滞緩和のため、地域住民の生活に配慮した必要最小限の交通規制を行います。
- (2) 地元自治体や北海道警察などの関係機関と連携して、式典行事会場及び海上歓迎・放流行事会場周辺の交通規制内容や、関連行事会場までの交通アクセスなどについて広報・情報提供等を行い、大会開催中の交通混雑緩和に努めます。

広報・情報提供

- (1) 道、厚岸町、釧路市の広報誌やホームページ等を活用し、事前に交通規制内容や駐車場の場所などについて周知徹底を図ります。
- (2) 関係機関と連携し、バス、タクシー、トラック等の物流・輸送事業者へ交通規制の内容を周知します。
- (3) 幹線道路等に交通規制告知看板を掲出し、通行車両に周知を図ります。

基本的な考え方

参加者の傷病に対し、医療機関と連携を図り、迅速な救護活動を行います。

救護所の設置

(1) 救護所の設置場所

式典行事会場、海上歓迎・放流行事会場、御懇談会場及び関連行事会場に救護所を設置します。

(2) 医療関係者の配置

関係機関等の協力を得て、医療関係者を配置します。

(3) 業務内容

ア 応急処置及び看護

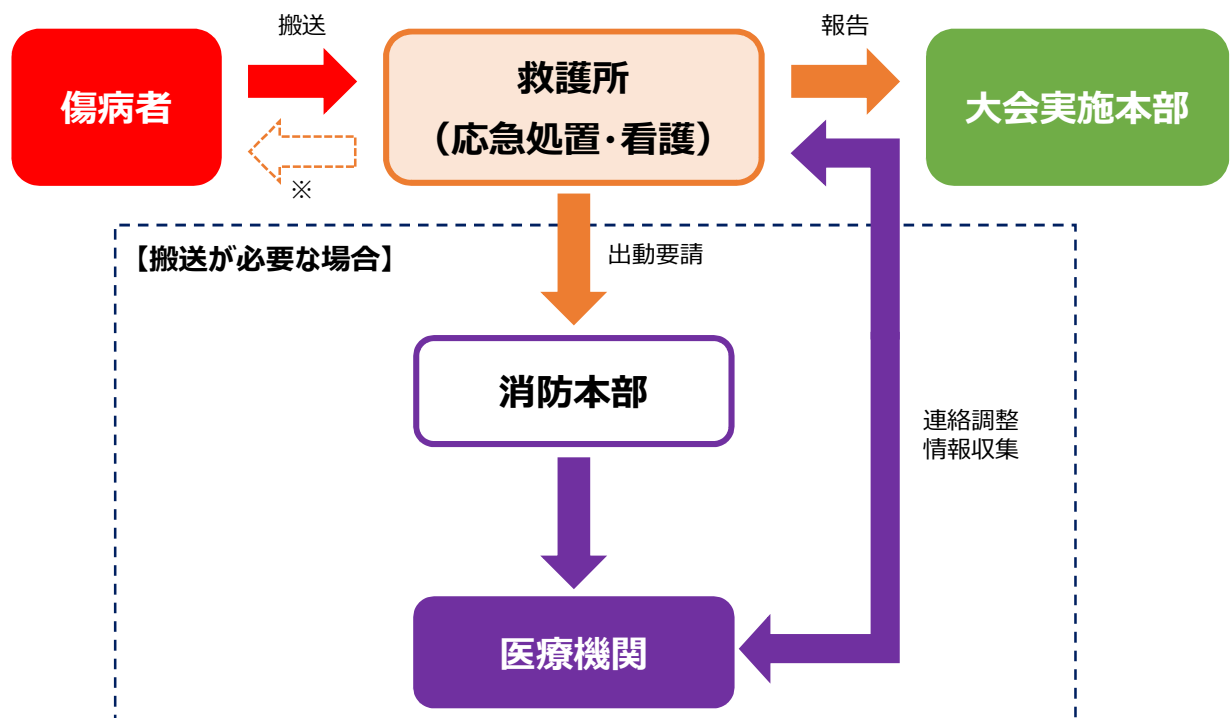
イ 病院への搬送指示

ウ 救護記録等

エ 病院との連絡調整及び傷病者の情報収集

医療・救護体制

〈各会場の体制〉



※傷病者を動かすことができない場合は、救護所から医療関係者を傷病者の元へ向かわせませす。

基本的な考え方

- (1) 来場されるすべての方におもてなしの心をもって、温かくお迎えします。
- (2) 各会場内外において、招待者の案内、問い合わせ等に対応します。
- (3) 身体の不自由な方や高齢者への配慮とともに、環境への負荷を軽減し、「人と環境にやさしい」運営を行います。

会場内のサービス

項目	対応方法
案内	案内スタッフが来場者からの問い合わせ等に丁寧に対応します。
放送	催し物の案内、迷子のお知らせ、緊急時の避難誘導等を必要に応じて実施します。
落とし物・迷子	案内所での対応を基本としますが、すべてのスタッフが窓口となり対応します。
救護	救護所を設置し、ケガ人や気分の悪い方に備えて医療関係者を配置します。
車椅子	傷病者や身体の不自由な方の来場に備え、車椅子を準備します。
トイレ	既存の施設を活用するとともに、必要に応じて仮設トイレを設置します。
ゴミ回収	リサイクル促進のため、分別回収用のゴミ箱を設置します。
湯茶	会場内に、湯茶コーナーを設置します。
喫煙	会場内に、喫煙場所を設置します。

サイン計画

- (1) **案内看板**
招待者及び来場者がスムーズに移動できるよう、必要な案内看板を設置します。
- (2) **装飾**
会場周辺に花のプランター等を設置し、会場装飾を兼ねた案内誘導に努めます。

基本的な考え方

式典行事会場及び海上歓迎・放流行事会場、関連行事会場において、一体感のある演出を行うため、大型映像装置等を活用した映像中継を行います。

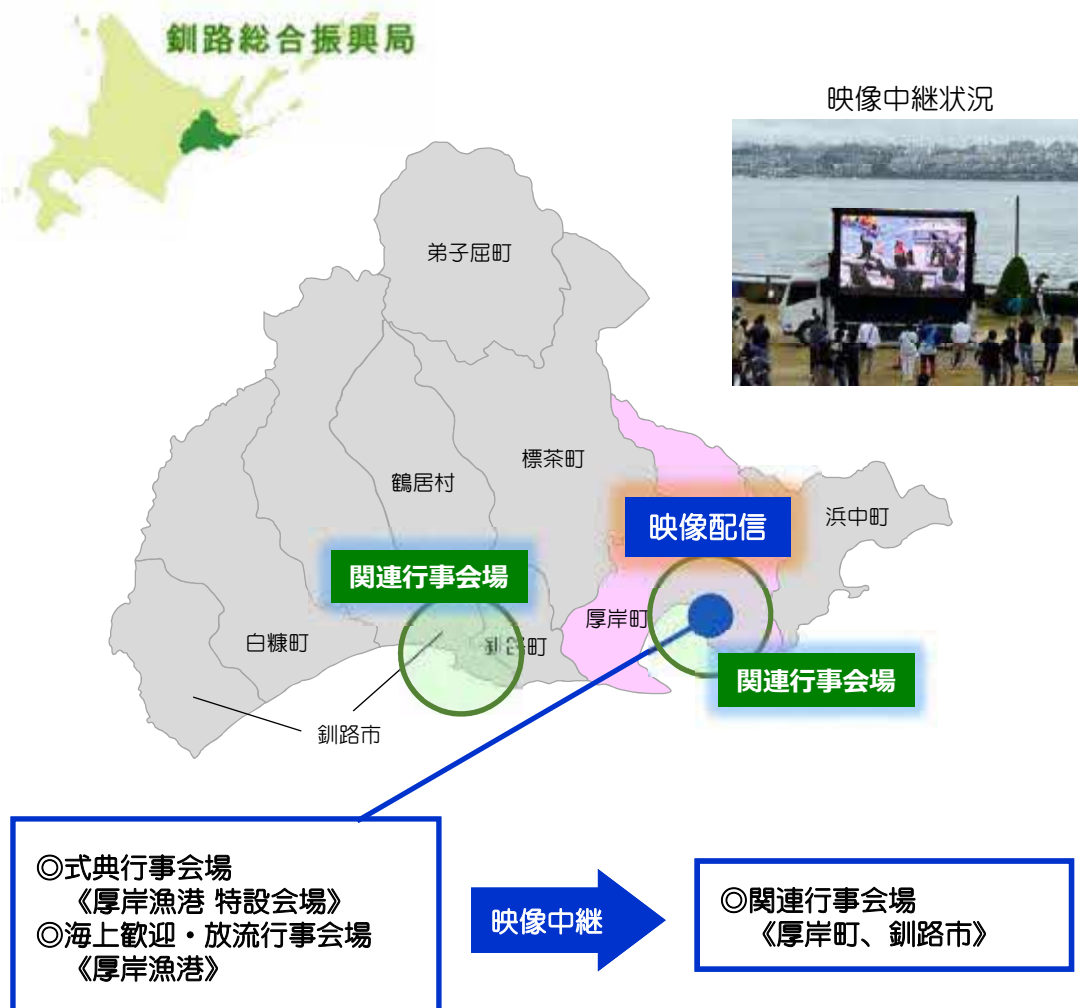
■ 式典行事会場及び海上歓迎・放流行事会場 [厚岸漁港 (厚岸町)]

会場に大型映像装置を設置し、式典の演出や進行、天皇皇后両陛下の御放流の様子など、必要な映像の放映を行います。

■ 関連行事会場 [厚岸漁港湖北岸壁 (厚岸町)、釧路市観光国際交流センター広場・幸町緑地 (釧路市)]

来場者に大会の様様を御覧いただけるように、式典行事及び海上歓迎・放流行事の様様を中継します。

■ 中継システムイメージ図



基本的な考え方

- (1) 荒天により海上歓迎行事の実施が困難であると判断した場合には、荒天時計画（A）に変更し、行事を実施します。
- (2) また、放流行事及び関連行事の一部又は、全ての実施が困難であると判断した場合には、荒天時計画（B）又は（C）に変更し、行事を実施します。
- (3) さらに、暴風雨などの荒天時や、地震等による災害が発生した場合には、すべての行事を中止します。

荒天時計画（A）

行事名	内容
式典行事	計画どおり実施
海上歓迎行事	中止
放流行事	計画どおり実施
関連行事	計画どおり実施

荒天時計画（B）

行事名	内容
式典行事	計画どおり実施
海上歓迎行事	中止
放流行事	中止
関連行事	計画どおり実施

荒天時計画（C）

行事名	内容
式典行事	計画どおり実施
海上歓迎行事	中止
放流行事	中止
関連行事	中止

基本的な考え方

荒天時や地震、突発事案等の非常事態に迅速・適切に対応するため、大会開催の可否等について判定する会議（以下「判定会議」という。）を開催します。

業務内容

荒天や、地震・津波、火災その他突発的事案等の関係情報について収集整理を行い、大会行事の実施の可否等を協議し、その結果を豊かな海づくり大会推進委員会会長及び北海道実行委員会会長に報告し、了承を得ます。

ただし、急を要する場合は、会議を開催せずに議長の判断により避難指示等を行います。

判定会議の構成員（予定）

議長	北海道副知事
副議長	北海道水産林務部長
委員	豊かな海づくり大会推進委員会事務局長 （一社）北海道水産会常務理事 厚岸町副町長 北海道水産林務部水産局全国豊かな海づくり大会推進室長

※必要に応じ、釧路地方気象台、釧路海上保安部、北海道警察本部等とも協議を行います。

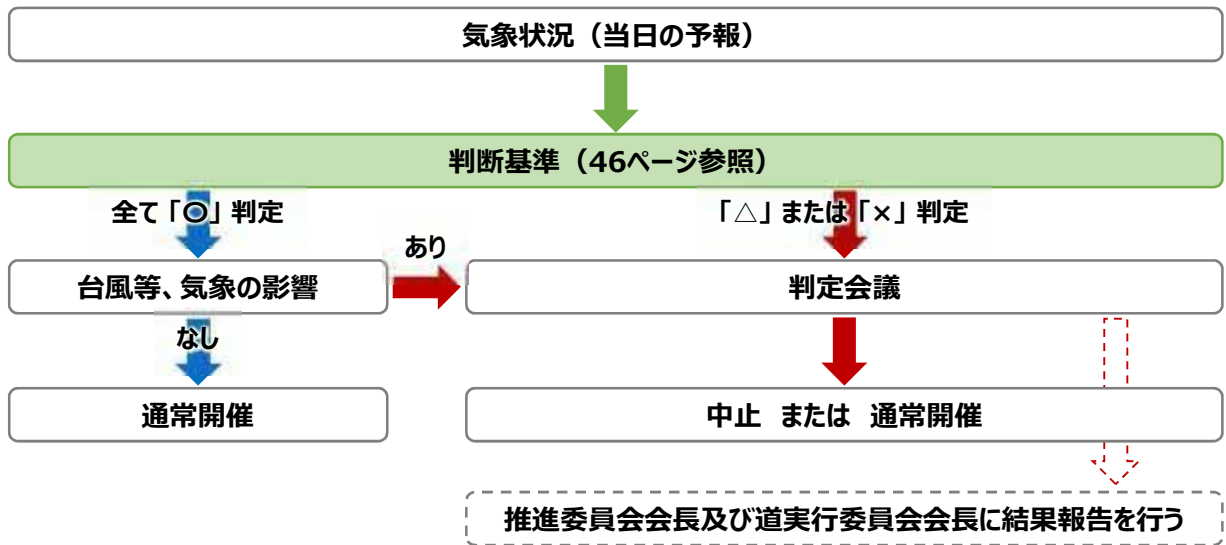
判定会議の招集

判定会議は、協議が必要な場合のみ開催することとし、各委員は電話等の方法による参加もできるものとします。

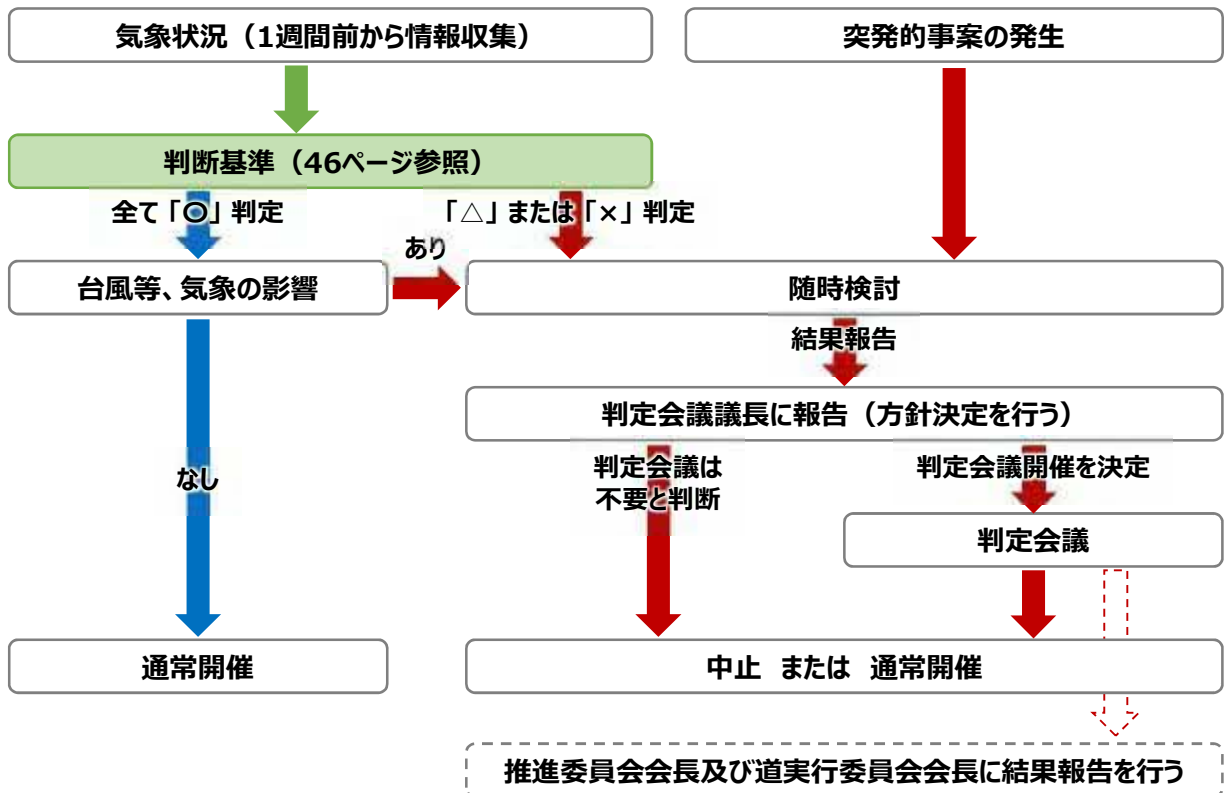
なお、台風の接近などあらかじめ大会開催への影響が予測される場合や、突発的事案が発生した場合は、随時検討を行うものとします。

- (1) 第1回判定会議
日時：令和5年9月16日（土）
場所：北海道庁
内容：気象情報の確認及び対応策の協議、第2回判定会議開催の要否
- (2) 第2回判定会議
日時：令和5年9月17日（日）
場所：式典行事会場等
内容：大会実施（中止等）の検討
- (3) 臨時判定会議（概ね大会開催1週間前から大会終了まで）
日時：台風接近時のほか地震・津波、火災その他突発的事案等の発生時など
場所：状況に応じて設定
内容：避難実施の判断、中止の判断など

・判定会議の流れ



・随時検討の流れ



大会中止時の周知

大会行事を中止する場合は、連絡網により招待者、指定宿泊施設、関係機関、実施本部員に速やかに伝達し、決定内容に基づき対応します。

また、ホームページ等を活用し、道民等に広くお知らせします。

■ 道ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/szu>

■ テレビ・マスコミを通じた周知

大会行事が中止となった場合には、道内各報道機関へ一斉にFAX・電話等でお知らせします。

判定会議のための情報収集（風雨関係）

収集する情報	現況・予測	情報収集先	補助説明
雨量 (mm/h)	現況	アメダスレーダー（気象庁HP）	1時間毎のデータ
		解析雨量（気象庁HP）	30分毎の降水量分布
		雨量・水位情報（国土交通省川の防災情報）	10分毎のデータ
		釧路地方気象台（電話）	10分毎のデータ
	予測	レーダー・ナウキャスト（気象庁HP）	1時間先までの5分毎降水強度分布予測及び雷、竜巻予測
		高解像度降水ナウキャスト（気象庁HP）	1時間先までの5分毎降水強度分布予測
		降水短時間予報（気象庁HP）	6時間先までの1時間毎降水量分布
		土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁HP）	土砂災害警戒情報及び大雨警報を補足
		大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）	大雨警報（浸水害）を補足
風速 (m/sec)	現況	アメダスレーダー（気象庁HP）	1時間毎のデータ
		釧路地方気象台（電話）	10分毎のデータ
	予測	24時間予報（気象庁HP）	5時、11時、17時更新
波高 (m)	現況	ナウファス（国土交通省Web）	20分毎の波高
	予測	海上予報（気象庁HP）	7時、19時更新
		波浪予報（国際気象海洋株）	72時間後までの波浪予測、6時間更新
視程 (m)	現況・予測	釧路海上保安部など	目視による調査、予測

※各情報収集先のURL・電話番号等

- ・ 気象庁HP <https://www.jma.go.jp/jp/jma/>
- ・ 国土交通省川の防災情報 <https://www.river.go.jp/index/>
- ・ 国土交通省ナウファス <https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
- ・ 波浪予報（国際気象海洋株） <https://www.imocwx.com/cwm.php>
- ・ 釧路地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/kushiro/>
0154-31-5145
- ・ 釧路海上保安部 0154-22-0118

風雨の情報による判断基準

【○：実施 / △：必要に応じて判断 / ×：中止】

気象条件		式典行事	海上歓迎行事	放流行事	関連行事
雨量 (mm/1h)	20未満		○	○	○
	20以上～40未満	大雨注意報相当	○	△	△
	40以上	大雨警報相当	△	△	△
雨量 (mm/3h)	40未満		○	○	○
	40以上～60未満	大雨注意報相当	○	△	△
	60以上	大雨警報相当	△	△	△
風速 (m/sec)	13未満		○	○	○
	13以上～18未満	強風注意報	○	△	△
	18以上	暴風警報	○	×	×
波高 (m)	3.0未満		○	○	—
	3.0以上～6.0未満	波浪注意報	○	△	○
	6.0以上	波浪警報	△	×	△
視程 (m)	1,000以上		—	○	—
	1,000未満		—	△	—

※行事ごとに最も悪条件となっている気象状況を判断基準とします。

※「波高」及び「視程」の気象条件は、海上歓迎行事にのみ適用します。

※福岡県で開催された第37回大会（平成29年）では、平均風速16m/secで、海上歓迎・放流行事が中止されました。

基本的な考え方

- (1) 大会会場の安全と秩序の維持を図るため、式典行事会場、海上歓迎・放流行事会場及び周辺における禁止行為等を定めた会場運営管理要綱を策定します。
- (2) 会場運営管理要綱の内容を招待状に同封するとともに、会場内に表示して来場者への周知を図ります。
- (3) すべての来場者が、安全かつ安心して大会に参加できるよう、施設の巡回点検により事故の未然防止に努めます。

会場の衛生管理・対策

- (1) 会場に配置する実施本部員が、ごみ収集等の清掃活動を実施するとともに、ごみ収集場の適正な管理を行います。
- (2) 会場で提供される弁当の調製業者に対して、衛生管理に関する事前指導等を実施します。
- (3) 大会会場内に出展（店）される食品取扱者（食品調製者及び食品販売者）に対して、衛生管理に関する事前指導等を実施します。
- (4) 大会会場内の仮設給水施設設置者に対して、衛生管理に関する事前指導等を実施します。

会場警備

会場内に設置した仮設物等の管理保全のため、大会開催前及び開催中は、常駐警備体制をとり、巡回点検します。

通信連絡体制

大会の円滑な運営を図るため、大会期間中は、携帯電話、携帯無線通信等を活用し、大会実施本部の各部門内及び各部門間の通信連絡体制を確立します。

「第42回全国豊かな海づくり大会」会場運営管理要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、令和5年9月16日・17日開催の「第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会」（以下「海づくり大会」という。）の円滑な運営と秩序の保持を図るため、海づくり大会会場（以下「会場」という。）における運営管理に係る必要な事項を定めるものとする。

（運営管理者）

第2条 会場の運営管理者（以下「管理者」という。）は、第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）会長とする。

2 管理者の権限に属する業務の処理は、大会実施本部員の職員（以下「職員」という。）が行う。

（適用範囲）

第3条 この要綱において適用する会場及びその区域は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 式典行事会場：厚岸漁港屋根付き岸壁施設及びその周辺のうち、管理者が指定する区域
- (2) 海上歓迎・放流行事会場：厚岸漁港及びその周辺のうち、管理者が指定する区域
- (3) 絵画・習字作品御覧及び御懇談会場：会場となる施設及び管理者が指定する区域
（持ち込み禁止物件）

第4条 何人も、会場に次の各号に掲げる物件を持ち込んで서는ならない。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 凶器
- (2) 模造刀、玩具銃、護身用具、棒状の物（介護用具を除く。）等凶器となり得る物
- (3) 毒物、劇物、爆発物、火薬類、油類、火気（ライターを含む。）、薬品類（医薬品を除く。）、工具類その他の危険物
- (4) カッターナイフ、ハサミ等の刃物類
- (5) 水筒、瓶類、缶類（スプレー缶を含む。）及びペットボトル類
- (6) 旅行鞆、手提げ鞆等の荷物類
- (7) 傘類
- (8) 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）
- (9) 酒類
- (10) ワイヤレスマイク、ドローン、ラジコン機器（航空機、自動車、船舶等）等電波を送受信する機器、無線通信機器（携帯電話、スマートフォン等の携帯端末（以下「携帯電話等」という。）を除く。）
- (11) 拡声器、オーディオ機器、ポータブルゲーム機、楽器、サーチライト、レーザーポインター、反射鏡等、音又は光を発するもので、使用方法により他の入場者や海づくり大会の運営に迷惑となるおそれのある物
- (12) カメラ、ビデオカメラ、三脚等の撮影機器
- (13) 前各号に定めるもののほか、海づくり大会の円滑な運営と秩序の保持を妨げ、又は妨げるおそれのある物

（禁止行為）

第5条 何人も、会場及びその周辺において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 招待状又は来場者識別証を携帯せずに会場内へ入場すること。
- (2) 許可を受けずに撮影を行うこと（携帯電話等に付属された機能を用いて撮影する場合を含む。）
- (3) 立入を制限し、又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (4) ドローン等の飛行物体、ラジコン機器（航空機、自動車、船舶等）を侵入等させること。
- (5) 酒気を帯びて会場内へ入場すること。